

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 解説 | 1 |
| I 1996年有害性物質及び新生物法（2017年12月1日修正） | 19 |
| 第1条 略称及び施行開始 | |
| 第1章 序 | 19 |
| 第2条 解釈（抜粋） | |
| 第2A条 用語「新生物（New organism）」の意味（略） | |
| 第3条 王を拘束する法律（略） | |
| 第3A条 法修正に関する移行及び救済規定 | |
| 第2章 法の目的 | 28 |
| 第4条 法の目的 | |
| 第5条 法の目的に関連した原則（略） | |
| 第6条 法の目的に関連した事項 | |
| 第7条 予防的アプローチ（略） | |
| 第8条 ワイタング条約 | |
| 第9条 用いられるべき方法論（略） | |
| 第3章 権限、機能、及び義務 | 29 |
| 第10条 大臣の権限、機能、及び義務（略） | |
| 第11条 当局の権限、機能、及び義務（略） | |
| 第12条 執行官の権限、機能、及び義務（略） | |
| 第13条 一般的な義務 | |
| 第4章 環境リスク管理局 | 29 |
| 第14条 当局の設立（廃止） | |
| 第15条 当局の構成員（廃止） | |
| 第16条 当局の一員の選任のための資格（廃止） | |
| 第17条 政策の方向性の遵守（略） | |
| 第18条 EPAは委員会を任命してよい（略） | |
| 第18A条 委員会は小委員会を任命し、小委員会に機能を委任してよい（略） | |
| 第18B条 小委員会の構成（略） | |
| 第18C条 委員会又は小委員会への任命のための資格（略） | |
| 第19条 当局による権限委任 | |
| 第20条 登録簿を作成・維持する義務 | |
| 第20A条 毒性又は生態毒性の性質を持つ物質のためのばく露限度の登録簿 | |
| 第21条 手数料（略） | |
| 第22条 事前の支払い（略） | |
| 第23条 地方当局に対する手数料（略） | |

目次

| | |
|---|----|
| 第 24 条 情報を要求する権限 (略) | |
| 第 4A 章 (廃止) | |
| 第 24A 条～第 24D 条 (廃止) | |
| 第 5 章 有害性物質及び新生物のアセスメント | 31 |
| 輸入等の禁止及び承認のタイプ | |
| 第 25AA 条 (廃止) | |
| 第 25 条 輸入、製造、開発、野外試験又は放出の禁止 | |
| 第 25A 条 難分解性有機汚染物質の輸入、製造又は使用の禁止 (略) | |
| 第 25B 条 難分解性有機汚染物質の保管の禁止 (略) | |
| 第 25C 条 1983 年毒物規則に基づくある種の免除の継続 (略) | |
| 第 25D 条 2003 年有害性物質及び新生物法 (ストックホルム条約) 改正法の開始の前に輸入 又は製造された難分解性有機汚染物質の使用 (略) | |
| 第 26 条 新生物又は有害性物質の決定 | |
| 第 27 条 承認のタイプ | |
| 第 27A 条 分類学による分類における承認 (略) | |
| 有害性物質のための承認 | |
| 第 28 条 有害性物質の輸入又は製造承認のための申請 | |
| 第 28A 条 有害性物質の輸入又は製造承認のための迅速アセスメント | |
| 第 29 条 申請に関する決定 | |
| 第 29A 条 (廃止) | |
| 第 29B 条 難分解性有機汚染物質に関する申請 (略) | |
| 有害性物質の封じ込め承認 | |
| 第 30 条 封じ込め状態の有害性物質の輸入 | |
| 第 31 条 有害性物質の封じ込め承認のための申請 | |
| 第 32 条 申請に対する決定 | |
| 第 33 条 有害性物質に関する小規模研究に対する本法からの免除 | |
| 輸入又は放出のための新生物のアセスメント | |
| 第 34 条～第 38 条 (略) | |
| 新生物の条件付き放出 | |
| 第 38A 条～第 38H 条 (略) | |
| 資格認定生物 (qualifying organism) の放出 | |
| 第 38I 条～第 38L 条 (略) | |
| 新生物の封じ込め承認 | |
| 第 39 条～第 45B 条 (略) | |
| 緊急事態における有害性物質及び新生物の使用 | |
| 第 46 条 緊急事態の意味 | |

第 47 条 緊急事態における有害性物質又は新生物の使用の承認のための申請

第 48 条 申請に関する決定

第 49 条 緊急事態における法の規定からの免除

特別な緊急事態における農業用化合物及び医薬品の迅速アセスメントと承認

第 49A 条～第 49K 条 (略)

特別な緊急事態におけるその他の有害性物質の迅速アセスメントと承認

第 49L 条 (略)

禁止された生物のリスト

第 50 条 (略)

積替え

第 51 条 物質及び生物の積替え

アセスメントの手続

第 52 条 申請者が追加情報の提出を要求される可能性

第 53 条 公示されることを要求される申請

第 53A 条 公示の方法 (廃止)

第 54 条 申請に対する意見書の提出

第 55 条 申請者の代わりに保持される情報

第 56 条 1982 年公的情報法に基づき保護される情報に関する考慮 (略)

第 57 条 情報を保護する当局

第 58 条 追加情報

第 59 条 時間制限及び免除

第 60 条 公聴会を開く義務

第 61 条 公聴会に関する規定

第 62 条 物質又は生物の再アセスメントのための根拠

第 63 条 再アセスメント

第 63A 条 有害性物質の承認の修正のための修正された再アセスメント手続

第 63B 条 グループスタンダードの提案は再アセスメントと同じ方法で諮問されてよい

第 63C 条 その他の場合に規制を変更する修正された再アセスメント

第 64 条 再アセスメントの間の承認の一時停止

第 65 条 再アセスメントに伴う補償なし (略)

第 66 条 物質の処分のための要件

第 66A 条 難分解性有機汚染物質の処分 (略)

第 67 条 生物の処分を命ずる権限 (略)

第 67A 条 承認に対する軽度の又は技術的修正 (略)

第 67B 条 重複承認の取消し

大臣の決定権

第 68 条 重大な影響を有する申請において決定を行う大臣の権限

目次

- 第 69 条 大臣の命令の公示
- 第 70 条 大臣は人を任命してよい（略）
- 第 71 条 当局による問い合わせの実施（略）
- 第 72 条 大臣に報告する当局（略）
- 第 73 条 申請を決定し決定を公示する大臣（略）

第 5A 章（廃止）

- 第 73A 条～第 73G 条（廃止）

第 6 章 EPA 規制..... 46

ハザード分類システム

- 第 74 条 ハザード分類システムの作成
- 第 75 条 当局は有害性質規制を規定してよい
- 第 76 条 当局は有害性物質に関する規制及び要件を規定してよい
- 第 76A 条 当局は有害性物質に関するその他の事項を規定してよい
- 第 76B 条 EPA 告示に関する追加規定
- 第 76C 条 EPA 告示の公布方法
- 第 76D 条 EPA 告示に対する 2012 年立法法の適用
- 第 77 条 有害性物質に対する EPA 規制
- 第 77A 条 規制を課す及び指定された EPA 規制を変更するための当局の権限
- 第 77B 条 毒性又は生態毒性の性質を持つ物質のためのばく露限度
- 第 78 条 実施基準（略）
- 第 79 条 基準は当局により承認されてよい（略）
- 第 80 条 基準の利用可能性（略）
- 第 81 条 基準の証拠（略）

検査官

- 第 82 条～第 82C 条（略）
- 第 83 条～第 86 条（廃止）

譲渡可能な許可

- 第 87 条 譲渡可能な許可スキームの確立
- 第 88 条 確立を勧告する当局（略）
- 第 89 条 譲渡可能な許可スキーム及び規制の変更（略）
- 第 90 条 許可の譲渡（略）
- 第 91 条 譲渡可能な許可の内容
- 第 92 条 許可の変更（略）
- 第 93 条 スキームの登録（略）
- 第 94 条 抵当に入れられない譲渡許可（略）
- 第 95 条 譲渡可能な許可が得られるまでの輸入又は製造の禁止

許可証

- 第 95A 条 許可証

| | |
|---|----|
| 第 95B 条 (廃止) | |
| 環境上のユーザー使用料 | |
| 第 96 条 (略) | |
| 第 6A 章 グループスタンダード | 55 |
| 第 96A 条 章の目的 | |
| 第 96B 条 グループスタンダード | |
| 第 96C 条 グループスタンダードが公布又は改正される場合 | |
| 第 96D 条 グループスタンダードの取消し | |
| 第 96E 条 グループスタンダードの効果 | |
| 第 96F 条 第 11 から 15 章までが適用される場合のグループスタンダードの有害性物質 | |
| 第 7 章 査察、執行、及び補助的権限 | 58 |
| 査察 | |
| 第 97 条～第 103 条 (略) | |
| 遵守命令 | |
| 第 104 条～第 108 条 (略) | |
| 執行 | |
| 第 109 条 違反 | |
| 第 110 条 違反行為 (略) | |
| 第 111 条 違反行為の実行 (略) | |
| 第 112 条 違反の通知 (略) | |
| 第 113 条 違反料金に対する権限 (略) | |
| 第 114 条 罰則 | |
| 第 115 条 雇用者及び長の責任 (略) | |
| 第 116 条 法人の管理者及び役員 of 責任 (略) | |
| 第 117 条 厳格責任及び抗弁 (略) | |
| 第 118 条 告訴を行なう地方機関に支払われるべき罰金 (略) | |
| 第 119 条 調査令状 (略) | |
| 第 120 条 (廃止) | |
| 第 121 条 本法に違反して輸入された有害性物質への 1996 年関税及び物品税法の適用 | |
| 第 122 条 有害性物質にニュージーランドから離れるよう要求する権限 | |
| 第 123 条 遺伝子組み換え生物ではないことの宣言 (略) | |
| 第 124 条 運送業者及び何らかのクラフトを担当する者の責任 (略) | |
| 第 7A 章 新生物に関する罰金及び民事責任 | |
| 第 124A 条～第 124I 条 (略) | |
| 第 8 章 上訴 | |
| 第 125 条～第 134 条 (略) | |

目次

第9章 緊急事態

第135条～第139条（略）

第10章 雑規定

第140条～第150条（略）

第11章 経過規定—一般（失効）

第151条～第162条（失効）

第12章 経過規定—農薬（失効）

第163条～第182条（失効）

第13章 経過規定—毒物（失効）

第183条～第208条（失効）

第14章 経過規定—危険物（失効）

第209条～第221条（失効）

第15章 経過規定—爆発物（失効）

第222条～第253条（失効）

第16章 経過規定—新生物（失効）

第254条～第259条（失効）

付属書 61

付属書 1AA 難分解性有機汚染物質に関するストックホルム条約（略）

付属書 1 環境リスク管理局に関する規定（略）

付属書 2 禁止された新生物（略）

付属書 2A 難分解性有機汚染物質（略）

付属書 3（略）

I：遺伝子組み換え生物の輸入、開発及び野外試験に対して封じ込め規制により対処されるべき事項

II：遺伝子組み換え生物以外の新生物に対して封じ込め規制により対処されるべき事項

III：封じ込められた有害性物質に対して封じ込め規制により対処されるべき事項

付属書 4 改正される立法（略）

付属書 5 廃止される立法（略）

付属書 6 取り消される規則及び政令（略）

付属書 7 法修正に係る移行及び救済規定

II 2015年及び2017年有害性物質（輸入業者及び製造業者）告示 65

III 2017年有害性物質（書式及び情報）告示 71

IV 2017年有害性物質（ハザードの最低限度）告示 75

| | | |
|------|-------------------------------|-----|
| V | 2017年有害性物質（分類）告示 | 91 |
| VI | 2017年有害性物質（安全性データシート）告示 | 97 |
| VII | 2017年有害性物質（包装材）告示 | 115 |
| VIII | 2017年有害性物質（表示）告示 | 129 |
| IX | 2017年有害性物質（有害性質規制）告示 | 147 |
| X | （手引）HSNO法承認のための製品の割当て | 179 |
| | 添付資料 原文 | 221 |